

7 福祉高施第 6 6 5 号

令和 7 年 6 月 2 7 日

都内各有料老人ホーム管理者 殿

(八王子市内を除く)

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長

木 村 総 司

(公 印 省 略)

紹介事業者の利用状況の調査について

日頃より東京都の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、令和 7 年 3 月 2 4 日付 6 福祉高施第 2 1 5 8 号により東京都有料老人ホーム設置運営指導指針を改正（以下「指針」という。）し、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加しました。（当該指針は令和 7 年 4 月 1 日に施行）

つきましては、各施設における紹介事業者の利用実態等を確認させていただきたく、下記のとおり調査を行います。

記

1 調査目的

令和 7 年 4 月 1 日の指針の改正において、有料老人ホームが、①入居希望者個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長すると
の誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと、②①のような手数料の設定に応じ
ないこと、③情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料
と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと等を、情報提供等事業者と委
託契約等を締結する場合の留意事項として追加しております。

本調査は、都として令和 7 年度第一四半期(令和 7 年 4 月 1 日～6 月 30 日)の都内有料老人ホームにおける紹介事業者の利用状況を把握するとともに、各事業者
に指針等に定められる事項についての自己点検を促す目的で行うものです。

2 回答方法

LoGo フォームを利用した電子フォームにより、PC またはスマートフォンを使用し
てご回答ください。必ず施設管理者自身が回答を作成してください。



紹介事業者の利用状況調査フォーム URL

<https://logoform.jp/form/tmgform/1103717>

回答の受付が完了すると、フォームに入力されたメールアドレス宛に受付番号を記載
した受付完了メールが届きます。受付完了メールは破棄せず、保存しておいてくださ
い。

3 回答期限

令和7年8月20日（水曜日）17：00

期限後の回答も可能ですが、期限日時点で未回答の施設に対しては、回答依頼のご連
絡を差し上げる場合があります。あらかじめご了承ください。

4 注意事項

- ・回答は1施設につき1回でお願いします。同一施設から2回以上回答があった場合
は、最後に回答されたものを残し、それ以外の回答は削除します。
- ・一度受付完了した回答内容に誤りがあった場合は、再度正しい内容で回答を行った
後、誤りがあった回答の受付番号を下記担当あてご連絡ください。

5 問合せ先

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課 有料老人ホーム担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4296（直通）

FAX 03-5388-1391

E-mail : ml-henkou@section.metro.tokyo.jp